

令和7年度 施設監査(指導監査) における主な指摘、助言について

I 指摘事項の概要

1 指摘の種類

- ①文書指摘・・・基準条例や関係法令等の違反が認められる場合であって、改善のための必要な措置を取るべき旨を文書により指導すること。期限内に改善状況について報告を必要とする。
- ②口頭指摘・・・基準条例や関係法令等の違反が認められる場合であって、①の指導を行わずとも改善が見込まれる場合に口頭により指導すること。指摘事項に対する改善措置は必要だが、改善状況についての報告は不要とする。
- ③助言・・・基準条例や関係法令等の違反ではないが、事業の健全な運営に資すると考えられる事項について助言を行うこと。努力事項であり改善する義務はないため、報告等は不要とする。

行政上の措置

- ①勧告・・・児童福祉施設の設備又は運営が第45条第1項の基準に達しないときは、その施設の設置者に対し、必要な改善を勧告することができる。(※行政指導)
- ②改善命令・・・その施設の設置者がその勧告に従わず、かつ、児童福祉に有害であると認められるときは、必要な改善を命ずることができる。(※行政処分)
- ③事業停止命令・・・児童福祉施設の設備又は運営が児童福祉法第45条第1項の基準に達せず、かつ、児童福祉に著しく有害であると認められるときは、児童福祉審議会の意見を聴き、その施設の設置者に対し、その事業の停止を命ずることができる。(※行政処分)

■児童福祉法（児童福祉施設の設備及び運営についての基準）

第45条 都道府県は、児童福祉施設の設備及び運営について、条例で基準を定めなければならない。この場合において、その基準は、児童の身体的、精神的及び社会的な発達のために必要な生活水準を確保するものでなければならない。

(参考)福島市の基準条例

- ①福島市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例
- ②福島市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例
- ③福島市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例
- ④福島市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例
- ⑤福島市幼保連携型認定こども園以外の認定の要件を定める条例

2 施設監査による指摘数及び文書指摘率

(1)施設区分別

(件数:率)

区 分	施設数	文 書 指 摘	口 頭 指 摘	助 言	合 計	文 書 指 摘 施設数	文 書 指 摘 割合
公立保育所	11	-	1	23	24	-	-
公立幼保連携型認定こども園	3	-	1	6	7	-	-
私立保育所	33	5	10	82	97	5	15.2%
私立幼保連携型認定こども園	9	-	2	23	25	-	-
私立幼稚園型認定こども園	4	-	3	20	23	-	-
地域型保育施設	21	1	4	44	49	1	4.8%
合計	81	6	21	198	225	6	7.4%

※文書指摘割合は、施設区分ごとの文書指摘があった施設数の割合(文書指摘施設数/施設数)を算出

※文書指摘がなかった施設は、公立保育所11、公立幼保連携型認定こども園3、私立保育所28、私立幼保連携型認定こども園 9、私立幼稚園型認定こども園 4、地域型保育施設20でした。

(2)項目別

(件数:率)

No.	項 目	文 書 指 摘	口 頭 指 摘	助 言	合 計	項 目 別 割合
1	保育時間、開所日数等の状況	-	-	3	3	1.3%
2	保育児童及び定員の状況	-	-	-	-	-
3	職員配置の状況	5	1	2	8	3.6%
4	職員の確保及び定着化の取組状況	-	2	1	3	1.3%
5	諸規程の整備・運用状況	-	6	15	21	9.3%
6	秘密保持等に関する措置状況	-	-	4	4	1.8%
7	健康管理(職員)の状況	-	1	-	1	0.4%
8	職員研修の状況	-	-	4	4	1.8%
9	福祉サービスの向上のための措置状況	1	-	9	10	4.5%
10	地域における子育て支援等の状況	-	-	12	12	5.3%
11	施設設備の状況	-	-	9	9	4.0%
12	給水設備等の衛生管理の状況	-	-	-	-	-
13	安全管理の状況	-	1	27	28	12.5%
14	保育(教育)内容の状況	-	1	11	12	5.3%
15	連携施設	-	-	-	-	-
16	健康管理(児童)の状況	-	2	70	72	32.0%
17	給食の状況	-	7	30	37	16.5%
18	会計処理状況	-	-	1	1	0.4%
	合計	6	21	198	225	100%

※割合は、四捨五入をしているため、合計と合いません。

II 主な指摘事項等

■ 1 職員の休憩時間帯や午睡時の職員配置について

職員の休憩時間帯の代替保育士を配置していなかった。

- ・休憩時間は労働から離れることが保障されていないため、職員は保育室以外で休憩をとるよう努めてください。
- ・職員の休憩時間帯も含め開園時間内のすべての時間帯において、常時、保育児童数に応じた保育士の数の基準を満たすことが必要です。
- ・休憩時間中の保育士は、配置されているとはみなせませんので、代替保育士を配置するなどして配置基準で必要となる保育従事者を確保してください。

(根拠)福島市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例第36条第3項、附則第7項
労働基準法第34条

■ 2 保育室の面積基準について

2歳児クラスにおいて、遊戯室を含めると面積基準を満たしているが、保育室単体では面積基準を満たしていない。

- ・定員を超えての入所については、弾力的運用が認められていますが、省令・条例で規定する面積基準を超えての受け入れは、認められていません。
- ・入所児童数に対して必要となる面積を確保するか、または、面積基準に見合う児童数の入所としてください。
- ・当市においては、「福島県保育所設置認可要綱」に準じて、平成26年2月27日以降、新たに設置する場合及び保育室の床面積の変更を伴う増改築を行う場合は、満2歳以上の幼児に係る面積は、常時保育を行う部屋のみで、幼児1人につき1.98㎡以上という基準を満たすことが望ましいとしています。言い換えれば、それ以前に建築された施設については、保育室と遊戯室の合算の面積で幼児1人につき1.98㎡以上であれば運用として認容されている状況ですが、今後は、保育室単体で基準を満たすよう努めてください。

(根拠)福島市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例第34条

■ 3 安全計画の策定について

- ・安全計画が策定されていたが、次の点が確認できなかった。
- ・職員への研修や訓練が行われていなかった。
- ・保護者への周知がなされていなかった。

- ・令和5年4月1日より、安全計画を策定することが義務付けられました。
- ・計画に沿った研修や訓練の実施及び保護者への周知、計画の定期的な見直しが必要です。
- ・年度初め(途中入園時には随時)には、保護者へ安全計画及び園が行う安全に関する取組の内容を説明・共有するとともに、家庭内での安全教育の実施を依頼してください。
- ・保護者との円滑な連携が図られるよう、安全計画及び園が行う安全に関する取組の内容について、公表しておくことが望ましい。

(根拠)福島市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例第7条の2

「保育所等における安全計画の策定に関する留意事項等について」(R4.12.15 厚労省子ども家庭局保育課事務連絡)

■ 4 業務継続計画の策定について

- ・業務継続計画が未作成であることを確認した。
- ・職員への研修や訓練が行われていなかった。
- ・保護者への周知がなされていなかった。

- ・令和5年4月1日より、児童福祉施設において BCP(事業継続計画)を策定することが努力義務化されました。
- ・自然災害や感染症などの緊急事態が発生した場合でも、子どもの安全確保と保育サービスの継続を目的とした計画です。
- ・職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施してください。
- ・定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うようにしてください。

(根拠)福島市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例第13条の2第1項

■ 5 安全管理の状況について

- ①非常口や、消火栓の周りに物が置かれているのを確認した。
- ②ヒヤリハット事例の収集が少ない施設がみられた。
- ③水、食料等の備蓄品の適正な管理保管(消費期限切れ)がされていなかった。

①避難の時に、物が倒れて出口を塞いだり、逃げ遅れる可能性もあることから、日頃から非常口や防火扉に避難の妨げとなる物が置かれていないか確認をしてください。

②ヒヤリハットの記録は、危険な状況を報告し、共有することで、園全体で対策を講じ、子どもたちが安全に過ごせる環境を作ることができます。忙しい中で記録を残すことは負担になるかもしれませんが、一人の気づきや違和感が多くの子どもたちの安全を守ることに繋がります。(簡単に報告できる様式に変更するなど報告しやすい工夫も必要)

③災害時に必要な飲料水や食料の備蓄は欠かせません。園児の年齢や人数に応じた食料や水、必要な物資を一定期間分準備しておくことで、緊急時に安心して対応することが可能です。消費期限を定期的にチェックし、備蓄品を更新することも重要です。

(根拠)児童福祉施設等における児童の安全の確保について(H13.6.15 雇児総発第 402 号)、
保育所保育指針第3章3(2)

■ 6 保育所の自己評価について

- ・保育所の自己評価の未実施や未公表を確認した。
- ・保育士の自己評価及び保護者への満足度調査結果等は確認できたが、保育所の自己評価としては内容が不十分であった。

・「保育士の自己評価」を実施しているが、「施設としての自己評価」を実施していない、または保護者への満足度調査結果をそのまま公表することで園の自己評価としている施設が多くみられました。保育の質の向上を図っていくために、適切な自己評価の観点や項目等について設定したうえで、十分な内容となるよう検討してください。

・何をどのように公表するかなどは施設独自の判断で構いません。
例としては、園だよりやホームページなどの利用など

・保育士の自己評価及び保護者への満足度調査結果等をもとに園としての課題をどのように改善していくか、どのような保育をめざすかを説明してください。

※幼保連携型認定こども園の自己評価の公表は義務となります。

(根拠)「保育所保育指針」第1章3(4)、「福島市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例」第16条、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則」第23条、保育所における自己評価ガイドライン

■ 7 重要事項の掲示方法について

施設内に重要事項の掲示が無かった。

- ・令和6年4月より、重要事項の掲示方法が改正されました。
- ・重要事項の掲示は、①②の両方を実施する必要があります。
 - ①施設内の見やすい場所への掲示
 - ②インターネット等への記載
(例)園ホームページ、子ども子育て支援情報公表システム(ここ de サーチ)等
- ・掲示等する重要事項は、運営規程の概要、職員の勤務体制、利用者負担その他の利用申込者の特定教育・保育施設の選択に資すると認められる事項です。

(根拠)福島市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例第23条

■ 8 検食について

検食を提供30分前までに実施していない、異味異臭、異物混入、その他の異常を記録していないことを確認した。

- ・検食を食事提供前に行い、異味、異臭その他の異常が感じられる場合には、直ちに食事の提供を中止するなどの措置を講じるために、毎日提供30分前までに実施し、検食内容を記録することになっています。
- ・検食責任者は、異常があった時に、食事の提供可否を判断できる施設長や主任等が適当です。
- ・検食を行った時間、検食者の意見等検食の結果を記録してください。

(根拠)「社会福祉施設等における食品の安全確保について」 H20.3.7 雇児総発 0307001 号、
「学校給食衛生管理基準」 第 3-1(6)①

■9 検便検査について

・調理担当者及び調乳担当者は、毎月1回以上の検便検査を実施しているが、ノロウイルスの検査はしていなかった。

・調理及び調乳担当者については、検便を毎月1回以上、赤痢菌、サルモネラ菌、腸管出血性大腸菌群(O-157を含む)について実施する必要があります。

・加えて、10月から3月までの間には月に1回以上又は必要に応じてノロウイルスの検便検査に努めてください。

(根拠)大量調理施設衛生管理マニュアル II 5.(4)調理従事者等の衛生管理

■10 苦情解決第三者委員の設置について

・第三者委員の連絡先が周知されていなかった。

・苦情解決に社会性や客観性を確保するために、第三者委員を設置する努力義務があります。

・委員については、例えば、法人の評議員(理事は除く)、監事、地域の民生委員等へ協力依頼することが考えられます。

第三者委員の要件

ア 苦情解決を円滑・円満に図ることができる者であること。

イ 世間からの信頼性を有する者であること。

・第三者委員も、直接苦情を受け付けることができるよう、連絡先を周知してください。

・周知方法は、施設内への掲示、パンフレットの配布等により周知してください。

(根拠)「社会福祉事業の経営者による福祉サービスに関する苦情解決の仕組みの指針について」(平成12年6月厚生労働省通知)